

藤枝市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援 に関する基本計画（素案）

（第 3 次藤枝市 DV 防止基本計画）

～DV のないまち・自立できるまち・
安心して暮らせるまち ふじえだ～



令和 5 年 3 月



藤枝市
Fujieda City

安心して暮らせるまちに向けて



調整中

令和5年3月

藤枝市長 北村正平

目次 (ページ数は最終校正で修正します)

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の経緯と目的	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	本市におけるDVの支援状況及び今後の動向	3
5	SDGsの17のゴールに貢献する藤枝市の17の目標	4

第2章 計画の体系及び推進

1	基本方針	5
2	目標数値等	7
3	計画の推進体制	7

第3章 施策の展開

基本目標1 DVをしない、させない、見逃さない地域づくり

重点施策1	DV防止・相談窓口の周知・啓発の強化	8
重点施策2	若年層への教育・啓発の実施	9
重点施策3	関係職員の理解促進	9
重点施策4	加害者教育プログラムの活用	10

基本目標2 いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり

重点施策1	相談体制と機能の充実	11
重点施策2	相談員の資質向上	11
重点施策3	多様な被害者への対応	12

基本目標3 DV被害者とその子どもの安全を守る環境づくり

重点施策1	緊急時における安全の確保と一時保護	13
重点施策2	被害者と子どもに関する情報の保護	13

基本目標4 DV被害者の自立に向けたきめ細やかな支援の体制づくり

重点施策1	生活再建に向けた支援	15
重点施策2	子どもへの支援	16

基本目標5 支援の充実にに向けた連携体制の強化

重点施策1	関係機関の連携	17
重点施策2	庁内の連携体制の強化	17

DV被害者への支援体制

<参考資料>

1	統計資料（意識調査・相談実績等）	21
2	支援施策一覧	24
3	用語の解説	29
4	計画の策定経過及び策定体制	32
5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	37

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の経緯と目的

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

しかし、DV の多くは、外部からの発見が困難な家庭内で行われているため、潜在化しやすく、そのうえ加害者に罪の意識が薄いという傾向があることから、被害が深刻化しやすいという特性があります。

DV は、身体的暴力のみならず言葉による精神的暴力や性的暴力のほか、経済的暴力も含まれ、DV を受けた被害者は身体や精神に深い傷を残します。また、DV 被害者のみならず、DV を子どもに目撃させること（面前 DV）は心理的虐待であり、将来を担う子どもに及ぼす悪影響も見逃ごせない問題として社会全体で取り組む必要があります。

このような状況を改善するため、国では平成 13 年 4 月に DV に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、DV 防止と被害者の保護を図ることを目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV 防止法」という。）が制定されました。

その後、平成 16 年 6 月の DV 防止法改正により、DV の定義の拡大、保護命令制度の拡充、国の基本方針策定及び都道府県における基本計画策定の義務化等が行われ、平成 19 年 7 月には、基本計画策定を市町村の努力義務とすることを盛り込んだ改正が行われたことで、住民の最も身近な行政主体である市町村の役割も大変重要になりました。

さらに、平成 25 年 7 月の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者も DV 防止法の対象となりました。

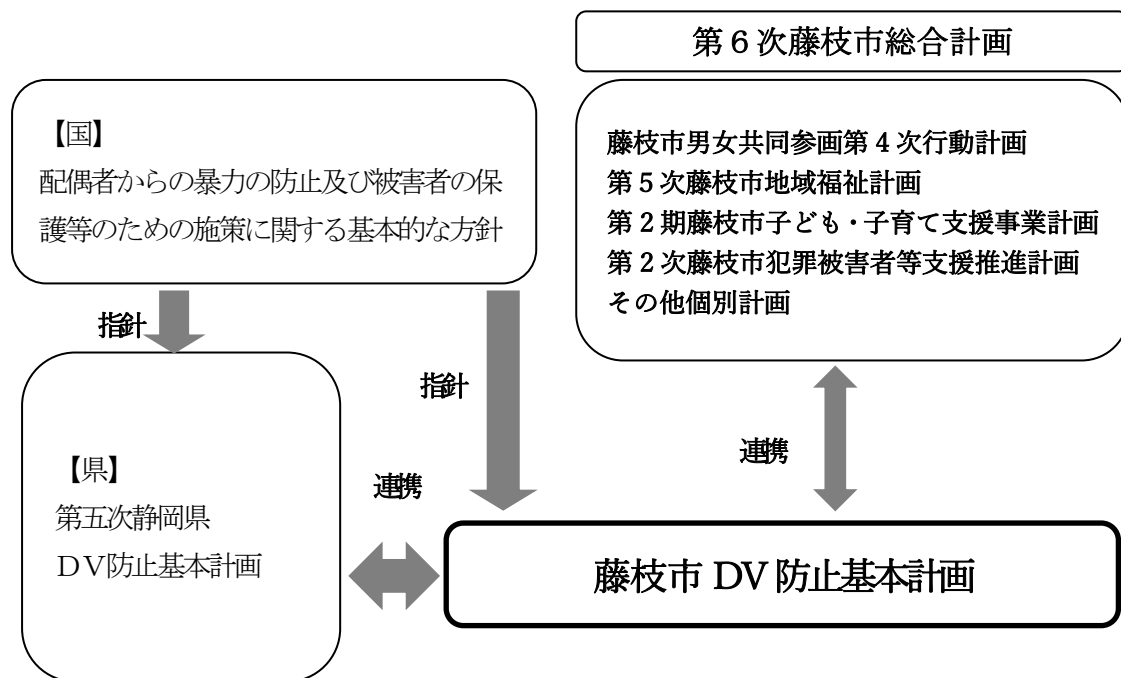
本市においても、「配偶者等からの暴力のない安心して暮らせるまちふじえだ」を基本理念として「藤枝市 DV 防止基本計画」（平成 26～30 年度）を策定、更に DV 防止施策を総合的・体系的に推進するため「DV のないまち・自立できるまち・安心して暮らせるまち ふじえだ」を基本理念とし「第 2 次藤枝市 DV 防止基本計画」（令和元年度～4 年度）を策定し、人権尊重を基盤とした啓発活動や関係機関との連携による被害者に対する相談・支援体制の強化に取り組んできました。

そして、令和 4 年度において現行計画が終了することから、必要な見直しを行うとともに今後も各施策を計画的かつ継続的に進めるため、新たな「第 3 次藤枝市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」（以下「第 3 次藤枝市 DV 防止基本計画」という。）を策定し、市民が安心して暮らすことができる DV のないまち及び DV 被害者が自立できるまちの実現を目指します。

2 計画の位置付け

この計画は、DV 防止法第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づき、国の基本方針に即し、且つ、第五次静岡県 DV 防止基本計画を勘案した藤枝市の基本計画として策定します。

併せて「第 6 次藤枝市総合計画」基本目標 3 政策 3・1「子育て支援の充実」を目指し、「藤枝市男女共同参画第 4 次行動計画」等の個別計画と連携した一体的な施策の推進を図るための計画とします。



3 計画の期間

令和 5 年度（2023 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 4 年間とします。

なお、計画期間中においても、DV 防止法の改正及び基本方針の見直し並びに第 6 次総合計画策定に合わせた見直しを必要に応じて行っていきます。

4 本市におけるDVの支援状況及び今後の動向

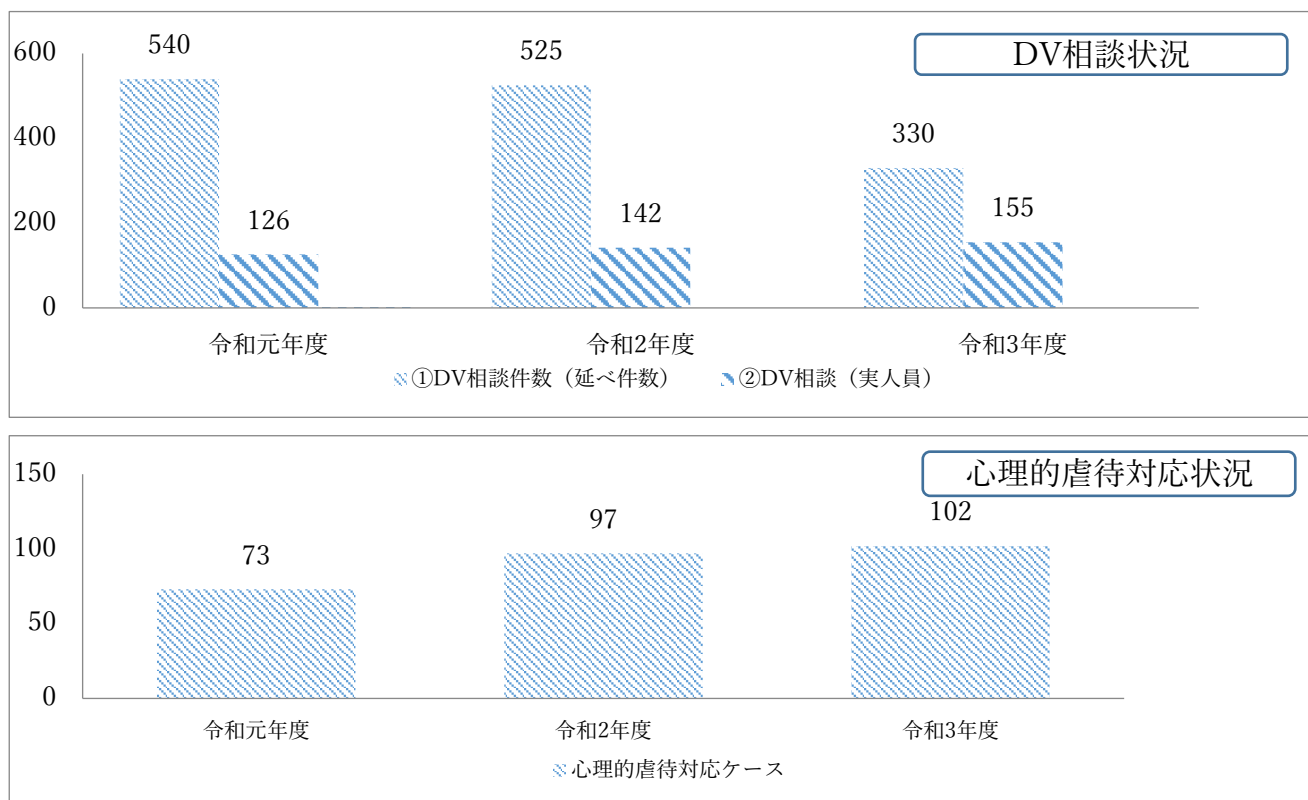
第2次藤枝市DV防止基本計画に基づき、51項目の具体的な取り組みにより「DVのないまち・自立できるまち・安心して暮らせるまち ふじえだ」を目指しました。

しかし、令和2年度に実施した「市民意識調査」では、「配偶者等からの暴力（DV）」について、「知っている」かつ「意味もわかっている」と回答している人の割合が約85%と県の約48%に比べ高い割合ですが、近年、心理的虐待となる子どもの前でのDVが増加傾向の中で、これを早期発見・早期対応により、子どもに与える悪影響を防ぐため、更なる周知が必要です。加えて世代間連鎖の防止も含めて、若年世代への人権教育の必要性も求められており、DVのないまちを目指すために周知・啓発を充実させることも重要となります。

しかし、現状において本市のDV等の相談状況は、年々増加傾向にあり相談内容は複雑化・多様化しています。令和元年度の相談総件数は540件、相談実人員は126人でしたが、職員の専門性を強化する中で、令和3年度の総相談件数は330件でしたが、相談実人員は155人を数え、相談実人員は増加しています。早期発見・早期支援に取り組むため、相談窓口の周知に加え、相談員の資質向上等、更に相談体制を充実させることが重要となります。

また、DV被害者への対応では、命に関わる事案もあるため、安全確保を最優先する必要があります。あわせて、心身にダメージを負っているDV被害者が自立するため、関係機関が連携し充実した支援体制によるきめ細やかな支援が重要となります。

更に、内閣府の調査結果や、DV被害者支援の現場（県内）への調査結果から、加害者から逃げずに問題を解決することを希望する被害者がいることが分かってきました。現在は、DV被害者自身が加害者のもとから離れることを被害者支援の基本としていますが、これに加え、今後は加害者から逃げずに問題を解決するという支援が必要となります。



5 SDGs の 17 のゴールに貢献する藤枝市の 17 の目標

SDGs の実現に向けて、地方自治体として取り組むべき目標を本市独自のローカル SDGs とし、SDGs の 17 のゴールに貢献する本市独自の目標を設定し、地方創生の一層の充実・深化とともに、その達成を目指します。本計画に掲げている取り組みは、SDGs の 17 のゴールと対応させて推進し、広く発信します。



第 2 章 計画の体系及び推進

1 基本方針

(1) 基本理念

DVのないまち・自立できるまち・安心して暮らせるまち ふじえだ

DV は重大な人権侵害であり、決して許されないという認識に立ち、DV に関する周知の更なる促進を図ることで『DV のないまち』を目指すとともに、関係機関の連携によるきめ細やかな支援により DV 被害者が『自立できるまち』として『安心して暮らせるまち』の実現に向けて基本理念とします。

(2) 基本目標

【基本目標 1】 DV をしない、させない、見逃さない地域づくり

啓 発

DV はどんな理由があっても決して許されないという認識に立ち、DV の予防及び早期発見のために、家庭、学校、地域などへ DV の理解や対策への協力が得られるよう SNS などを活用しながら周知、啓発を進め市民が DV を許さない地域づくりに取り組んでいきます。

【基本目標 2】 いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり

相 談

被害者の抱える多様な背景及び複合的な問題を理解するため女性相談員等の専門性を高め、DV によって孤立しがちな被害者が安心して相談できる体制を強化していきます。

【基本目標 3】 DV 被害者とその子どもの安全を守る環境づくり

安 全

DV 被害者と同伴者の心身の安全確保を最優先し、その後の加害者からの追跡等への対応として、関係機関による情報共有と情報の保護・管理を徹底し、被害者とその子どもの安心した生活を守るための体制を強化していきます。

【基本目標 4】 DV 被害者の自立に向けたきめ細やかな支援の体制づくり

支 援

DV 被害者が新たな生活を始めるために、心身に受けたダメージからの回復と併せて子どもが同伴されている場合は、子どもの心理的安定が重要となることから、心のケアなど心身の回復と生活基盤を整えるために関係機関と連携しながら、きめ細やかな支援に取り組んでいきます。

【基本目標 5】 支援の充実に向けた連携体制の強化

連 携

DV 防止や被害者の保護及び自立等の支援には、課題解決に関わる市役所関係部署間の連携強化のみならず、静岡県女性相談センターや警察、静岡県中央児童相談所等の関係機関が共通した認識を持ち密接に連携して取り組んでいきます。

(3) 計画の体系

この計画は、今後の DV のないまちづくりや DV 被害者の保護や自立支援の方向性を示すものであり、市民が安心して暮らせるまちの実現に向けて、周知・啓発による社会全体の意識改革、DV 被害者に対する相談、緊急時における安全確保、生活の自立に向けた支援まで、関係機関の連携により、切れ目のない支援を行う必要があることから、計画の柱とした5つの基本目標を掲げ、それぞれに施策の方向となる重点施策を位置づけて推進します。

○基本理念

DV のないまち・自立できるまち・安心して暮らせるまち ふじえだ

○基本目標・重点施策

	基本目標	重点施策
① 啓 発	【基本目標1】 DVをしない させない 見逃さない 地域づくり	・DV防止・相談窓口の周知・啓発の強化 ・若年層への教育・啓発の実施 ・関係職員の理解促進 ・<u>加害者教育プログラムの活用（新）</u>
② 相 談	【基本目標2】 いつでも だれでも 安心して 相談できる 体制づくり	・相談体制と機能の充実 ・相談員の資質向上 ・多様な被害者への対応 <u>（性の多様性への理解促進）（新）</u>
③ 安 全	【基本目標3】 DV被害者と その子どもの安全を守る 環境づくり	・緊急時における安全確保と一時保護 ・被害者と子どもに関する情報の保護
④ 自 立	【基本目標4】 DV被害者の 自立に向けたきめ細やかな支 援の体制づくり	・生活再建に向けた支援 ・子どもへの支援
⑤ 連 携	【基本目標5】 支援の充実に向けた連携体制 の強化	・関係機関との連携 ・庁内の連携体制の強化

2 目標数値等

「DV は許さない」「相談できる窓口がある」等を市民に周知することにより、「DV のないまち」を目指すための目標数値及びモニタリング指標を設定し、計画の達成度や進捗状況を定期的に把握・評価します。

(1) 目標数値

項目	現状値 R2 (2020 年)	目標値 R7 (2025 年)	把握方法
①配偶者などからの暴力 (DV) の認知度	85.1%	100%	R7 (2025 年) 市民意識調査
②DV を直接経験したことがあると回答した市民の割合	4.8%	4.8%未満	R7 (2025 年) 市民意識調査

※調査は、18 歳以上の市民：2,000 件を無作為に抽出して実施。

(2) モニタリング指標

項目	現状値			担当課
	R1(2019 年)	R2(2020 年)	R3(2021 年)	
① DV 相談件数 (延べ件数)	540 件	525 件	330 件	子ども・若者支援課
② DV 相談人数 (実人数)	126 人	142 人	155 人	子ども・若者支援課
③ 住民基本台帳事務における支援措置件数	94 件	110 件	122 件	市民課
④ 一時保護件数	1 件	9 件	0 件	子ども・若者支援課

※モニタリング指標：目標値の設定が困難であるが、定期的に指標を追って推移を見守る必要があるものについて定める指標

3 計画の推進体制

DV の防止、被害者の安全確保や一時保護、自立支援等の様々な分野で横断的な施策を推進するためには、市民、行政、民間支援団体を含む関係機関との連携・協働が必要です。

そのため、今後本計画に基づき、具体的な取り組みについては、関係機関の実務者で構成される「児童虐待・DV 部会」において、計画の推進状況及び効果について協議を行い、その代表者で構成される「藤枝市子ども・若者総合サポート会議」にて報告し、当該会議において、施策の推進、連絡調整、進行管理を行います。

第 3 章 施策の展開

《基本理念》

DVのないまち・自立できるまち・安心して暮らせるまち ふじえだ

基本目標 1 DVをしない、させない、見逃さない地域づくり

重点施策 1 DV防止・相談窓口の周知・啓発の強化 (現状と課題)



DVは配偶者やパートナーなどの親密な間柄で発生するため、暴力が潜在化しやすく、また、周囲からも個人や家庭の問題として過少にみなされる傾向にあります。DVを受けながら、DVと気づかない被害者や相談することをためらう被害者も多く、その背景には、男女の固定的な役割分担意識や女性の経済的自立の困難さ及び家庭内での問題との意識が強いことなどがあると考えられます。また、親のDVを目撃した子どもは、心身に深いダメージを負い、世代間連鎖など将来的に悪影響を与える可能性があります。

そのためDVに対する認識と理解が低い現状を変えるためには、家庭・学校・地域などでDVに対する認識と理解を得るための啓発活動を実施するとともに、いつでも気軽に相談できる相談窓口の周知を図る必要があります。

【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●リーフレットやカード等の配布 DVの知識（DV防止法等）や相談窓口を周知するためのリーフレットやカード等を作成し、公共施設、スーパー、ドラッグストアの窓口、トイレなどに配架し、広く市民へ周知します。	子ども・若者支援課
●情報メディアを活用した広報活動 広報紙・市のホームページほか報道機関などの様々な情報媒体を利用し、DVの知識（DV防止法等）や相談窓口を広く市民に周知します。	子ども・若者支援課
●SNSを活用した情報発信 子ども・子育て支援に特化したWebサイト「ママフレ藤枝」を利用し、DVの知識や相談窓口の情報を発信します。	子ども・若者支援課 児童課
●DV防止講座の実施 DV防止や支援に関する理解を深めるために、市民向けの講座を開催します。	子ども・若者支援課

●広域連携による周知・啓発 志太地区 3 市（藤枝市・焼津市・島田市）の広域連携による「志太地区こどものしあわせ協議会」にて、地区住民の共通した理解と協力を図るため、「児童虐待・DV 防止撲滅統一キャンペーン」を実施します。	子ども・若者支援課
●面前 DV 防止等の啓発冊子の配布 児童虐待である面前 DV が子どもに与える影響を周知し、面前 DV の防止の啓発冊子を作成し配布します。	子ども・若者支援課
●学校におけるコミュニティ・ペアレント・ピア・サポーター事業の実施 地域住民や保護者をピア・サポートの推進役として育成し、地域のコミュニティや家族のつながりの強化による倫理観の醸成とともに、子どもの模範となり人権教育における男女平等意識や暴力は許さないという意識づくりを推進します。	教育政策課

重点施策 2 若年層への教育・啓発の実施

（現状と課題）

DV は、相手の尊厳を傷つける人権侵害であり社会全体で取り組むべき人権問題です。若いうちから DV の認識を持ち、暴力に拠らない人間関係を築いていくことの大切さを教えていくことで今後の DV 防止につなげる必要があります。

【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●学校等における予防教育の実施 人権や男女共同参画などの教育を通じて、人権の尊重や男女平等の意識の醸成に努めます。	教育政策課 男女共同参画・多文化共生課
●学校等におけるデート DV（交際相手などからの暴力）防止講座の実施 若い世代に向けて、デート DV 防止の出前講座を実施します。また、県が実施する講座の情報提供を行います。	子ども・若者支援課 教育政策課 男女共同参画・多文化共生課
●中高校生に対してデート DV 防止の啓発冊子の配布 子どもを DV の被害者にも加害者にもさせないようデート DV の知識と理解を深めるため啓発冊子を作成・配布します。	子ども・若者支援課

重点施策 3 関係職員の理解促進

（現状と課題）

DV のない社会を実現するためには、DV が身近なところで起きていることを認識し、被害者を孤

立させないことが大切です。令和3年3月の男女間における暴力に関する調査報告書（内閣府）では、“配偶者からの暴力”に対して47.4%の人が「どこ（だれ）にも相談しなかった」という結果が出ています。このため、DV相談窓口の周知を進めるとともに、被害者を発見する可能性の高い教育・保育などの関係職員が、DVに対する理解と知識を深める必要があります。更に、妊婦健診や乳幼児健診、子育て相談等を通じて、被害者を早期に発見する取組を強化していきます。

その他、被害者の置かれている状況やDV自体に関する理解不足からの二次被害を防ぐため、関係職員の資質向上を図っていく必要があります。

【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●DV早期発見のための関係職員への啓発 教育・保育・保健・地域福祉活動などに従事し、DVを発見する可能性の高い関係職員に対して、DVの理解と対策への協力を呼び掛けます。	子ども・若者支援課
●職員等への研修の実施 職員への研修を通して、DVの理解と知識を深めるとともに、対応マニュアルを更新・配布し、相談時などの不適切な対応による二次被害を防止します。	子ども・若者支援課 人財育成室

重点施策4 加害者教育プログラムの活用（新）

（現状と課題）

近年、DV被害者の安全を確保しつつ、現在の生活を維持しながら問題を解決するという新たな支援の在り方が求められているが、被害者が加害者の強い心理的・物理的抑圧若しくはコントロール下にある場合や、加害者に自身の暴力行為についての認知が全くない場合等があります。夫婦間の悩み事相談、男性からの相談等、様々な相談内容を整理し、必要な専門機関に繋げていきます。

【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●加害者教育プログラムの活用（新） 加害者教育プログラムの案内等、被害者のニーズや状況に応じ、カウンセリング機関等の専門機関を紹介します。	子ども・若者支援課 男女共同参画・多文化共生課

基本目標 2 いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり

重点施策 1 相談体制と機能の充実

(現状と課題)



本市では、平成 21 年 9 月から女性相談員を 1 名配置し、DV を含めた女性からの相談を受けています。本市における DV 相談状況は年々増加傾向にあり、一人の相談者への対応が長くなる場合が増えています。また、警察から児童相談所への面前 DV にかかる児童虐待通告件数が急増しており、相談内容は複雑多様化しています。

DV 被害者支援には、相談窓口も含め複数の関係機関による支援が不可欠であり、それら関係機関の連携により相談体制を充実させる必要があります。

【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●相談体制の充実 DV を含めた相談対応として、体制の充実を図り、状況に応じた適切な支援を行います。	子ども・若者支援課 男女共同参画・多文化共生課
●無料法律相談の活用と人権相談会の紹介 市民相談センターでの弁護士による法律や人権相談会などの相談機関に繋ぎ、被害者への幅広い支援を行います。	市民相談センター
●男性相談への対応 DV 被害者を含む相談に対しても、女性相談と同様に相談者の置かれている状況を的確に把握し、状況に応じた適切な支援を行います。	子ども・若者支援課 男女共同参画・多文化共生課
●デート DV への相談対応 若年層の DV 被害の相談に対しては、身近な学校と連携し、状況に応じた適切な相談機関に繋がります。	教育政策課 子ども・若者支援課
●面前 DV を受けた子どもへの対応 面前 DV を受けた子どもへの影響について学校や児童相談所等関係機関と連携し対応します。	子ども・若者支援課 教育政策課
●メール相談への対応 DV 被害者が安心して情報や支援が受けられるようメールや SNS 等による相談に対応します。	子ども・若者支援課

重点施策 2 相談員の資質向上

(現状と課題)

相談の主な内容が、配偶者やパートナーからの暴力であっても、その背後に複雑かつ重層化した

問題を抱えるケースが多く、相談員には常に新しい情報に関する知識や専門的な相談支援の対応が求められているため、相談員の資質を向上させる必要があります。

【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●相談員の研修機会の充実 様々な相談や困難事例に対応できるよう、国や県主催の研修に参加し、相談員のケース対応力の向上を図ります。	子ども・若者支援課 男女共同参画・多文化共生課
●ケース検討や情報交換の実施 的確な支援を実施するために、関係機関との情報共有やケース検討による連携強化に併せて、相談員のケース対応力の向上を図ります。	子ども・若者支援課 関係部署

重点施策3 多様な被害者への対応

(現状と課題)

DV 防止法第 23 条には、「被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わず人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。」と明記されています。DV 被害を受ける中で、精神科診療が必要となる被害者や、障害を持っているがゆえに暴力を受けている被害者もいます。日本語に不慣れな外国人は情報が不足しがちで、正しい知識が得られないこと、また、高齢者や障害のある人は自立が困難であることから、加害者と離れる選択ができない場合もあります。その他、性的マイノリティへの理解不足から、同性パートナーからの暴力が DV として対応されない場合もあります。そのため、各専門部署が相談者の特性に合わせて積極的に関わるとともに関係部署との連携を図りながら、被害者の相談・支援に当たっていく必要があります。

【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●外国人への対応の充実 日本語の不慣れな外国人に対し、通訳者の派遣や多言語通訳システム活用等により、DV 被害者への支援内容を正確に伝えていきます。	子ども・若者支援課 男女共同参画・多文化共生課
●障害のある人・高齢者への対応の充実 障害者虐待防止センター（障害福祉課内）、地域包括支援センター（安心すこやかセンター）と連携し、DV を含めた虐待防止について啓発するとともに、相談内容を的確に把握し、被害者の状況に応じた迅速かつ的確な支援を行います。	障害福祉課 地域包括ケア推進課 子ども・若者支援課
●性の多様性への理解促進（新） 広報ふじえだや SNS、講演会等を通じて、市民の性の多様性に対する理解を深めるための広報・啓発等を行います。また、同性パートナーからの暴力など、様々な相談への対応力の向上させるため、相談員の研修会等を行います。	子ども・若者支援課 男女共同参画・多文化共生課

基本目標 3 DV 被害者とその子どもの安全を守る環境づくり

重点施策 1 緊急時における安全の確保と一時保護 (現状と課題)



DV 被害は、24 時間昼夜を問わず発生します。被害者は貴重品すら持ち出せないケースもあり、また、安全な場所へ避難しても、加害者の執拗な捜索による恐怖感から不安な生活が続くケースも多々あります。

被害者とその子どもの心身の安全を守るために、関係機関と連携しながら、迅速かつ円滑な安全確保及び支援を行っていく必要があります。

【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●警察等との連携強化 被害者とその同伴児の安全を確保するために、警察と緊密な連携を図ります。また、子どもがいる場合は、静岡県中央児童相談所も含めた連携の強化を図ります。	子ども・若者支援課
●一時保護の実施の強化 静岡県女性相談センターと連携し、迅速な一時保護に努めるとともに、子どもを同伴する場合は、静岡県中央児童相談所との連携を図ります。	子ども・若者支援課
●安全の確保と支援 一時保護前の緊急時は、民間の宿泊施設を活用し安全を確保します。 また、所持金がない被害者に対しては、緊急保護支援費を活用して宿泊代や医療費等を支援します。	子ども・若者支援課
●保護命令等に関する支援 被害者等の安全を確保するために保護命令の申し立てなどを支援します。	子ども・若者支援課
●保護時における子どもへの配慮 就園・就学児を同伴者とし保護する場合は、園及び学校と緊密な連携のもと子どもへの精神的負担に配慮します。	子ども・若者支援課 教育政策課 児童課

重点施策 2 被害者と子どもに関する情報の保護 (現状と課題)

DV の加害者は、被害者の居場所を執拗に探そうとします。被害者の情報を得るために行政機関等に DV の加害者であることを隠して相談したり、親戚や友人を装って電話をかけたりします。住所などの情報が加害者に伝わってしまった場合、被害者の安全な生活は望めません。加害者への対応

の徹底、関係部署による被害者に関する情報の保護・管理の徹底を進めていく必要があります。

【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●住民基本台帳事務における支援措置の活用 被害者の居住地の情報を守るため、住民基本台帳法に基づく「住民票の写し」「戸籍の附票」の発行及び住民基本台帳の閲覧を制限する支援措置の活用を図ります。	関係部署
●関係部署による情報管理の徹底 関係部署が保有する被害者やその同伴者に関する情報は、被害者保護の観点から管理を徹底します。情報漏洩の事例を関係部署に周知するなど二次被害の防止を強化します。	関係部署
●加害者対応マニュアルの活用 関係部署において加害者対応マニュアルによる統一したルールに基づき、加害者からの問い合わせに応じない等、連携した対応を徹底します。	子ども・若者支援課 関係部署
●関係職員等への研修の実施（再掲） 関係職員への研修を行い、DVの理解と知識を深めるとともに、加害者対応マニュアルを周知します。	子ども・若者支援課 関係部署

基本目標 4 DV 被害者の自立に向けたきめ細やかな支援の体制づくり

重点施策 1 生活再建に向けた支援 (現状と課題)



被害者が自立した生活を送るために、住居、生活費、就労、離婚など解決しなければならない課題が多くあります。様々な問題を抱える被害者の自立を支えるために、各支援制度の周知、施策の円滑な適用及び弾力的な運用など支援体制を充実させる必要があります。

【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●生活保護等の適切かつ有効な活用 生活保護や生活福祉資金、犯罪被害者等給付金等の適切な活用を支援します。	福祉政策課 交通安全・地域安全課
●母子・父子家庭等の生活支援策の活用 児童手当や児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金等の適切な活用を支援します。	子ども・若者支援課
●関係機関と連携した就労支援の強化 自立生活サポートセンター、ハローワーク、静岡県母子・父子家庭等就業・自立支援センターによる就労支援や母子・父子家庭自立支援給付金などの支援制度により、就労による自立を支援します。	子ども・若者支援課 福祉政策課
●市営住宅への入居相談 被害者の状況に応じ、市営住宅への入居に関する相談対応を行い、住居の確保を支援します。	建築住宅課
●母子生活支援施設等の活用 被害者の状況に応じて母子生活支援施設及びステップハウスを活用し、自立に向けた継続的支援を実施します。	子ども・若者支援課
●心のケア・サポートの実施 被害者の症状に応じて医療機関や適切な相談機関に繋がります。	子ども・若者支援課
●法テラス（日本司法支援センター）等の活用 被害者の離婚・子どもの親権・借金等の悩みの相談に対応するとともに、状況に応じて法テラス等の積極的な活用を支援します。	市民相談センター 消費生活センター 子ども・若者支援課
●住居確保の支援 DV被害者の住まいを確保するため、静岡県女性相談センター等と連携し公的な連帯保証人制度等を活用した支援をします。	子ども・若者支援課

重点施策2 子どもへの支援

(現状と課題)

DV 被害の相談は、子育て中の方が多く状況にあります。静岡県においても被害者とほぼ同数の同伴児を保護していることから、DV の問題は被害者と子どもの問題と言えます。

また、「児童虐待の防止等に関する法律」では、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（面前 DV）により児童に著しい心理的外傷を与えること」が児童虐待と定義されています。

DV 被害のある世帯の子どもの安全を確保し、子どもの心の健康の回復を支援するためにも、各機関が連携して支援していく必要があります。

【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●面前 DV を受けた子どもの心のケア 心に傷を負った子どものケアのため、静岡県中央児童相談所、スクールカウンセラーと連携し、支援を行います。	子ども・若者支援課 教育政策課
●子育て制度の情報提供・支援 新しい転居先で子どもが安心して生活できるために、放課後児童クラブや地域子育て支援センター等の活用を支援します。	子ども・若者支援課 児童課
●子どもの養育の支援 子どもの健全な発育・発達を促すために、家庭相談や発達相談、定期健診等の相談事業を通じて積極的に支援します。	子ども・若者支援課 健康推進課 子ども発達支援センター
●就学児・就園児への支援 転居の際、円滑な転校・転園ができるように、関係機関との連絡調整を行います。	子ども・若者支援課 児童課 教育政策課

基本目標 5 支援の充実にに向けた連携体制の強化

重点施策 1 関係機関の連携

(現状と課題)



DV の未然防止や被害者保護、自立等の支援を行っていくうえでは、福祉、人権、警察、司法、医療、教育等の様々な関係機関が密接に連携・協働することが重要となります。また、児童虐待と DV が重複して発生するなどの特性を踏まえ、藤枝市子ども・若者総合サポート会議等により関係機関が情報共有し、共通した理解のもと、庁内外の連携強化に努め、効果的な DV 防止施策を進める必要があります。

【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●藤枝市子ども・若者総合サポート会議（児童虐待・DV 部会）の開催 藤枝市子ども・若者総合サポート会議（児童虐待・DV 部会）において、関係機関で情報共有し、連携強化を図ります。	子ども・若者支援課
●関係部署とのケース会議の随時開催 関係機関・関係部署を交えたケース会議を随時開催し、被害者に対して適切な情報提供と支援を行います。	子ども・若者支援課 関係部署
●DV 相談対応マニュアルの活用 静岡県が作成した「DV 相談対応マニュアル」を活用し、被害者からの相談に対して迅速で的確な対応を行います。	子ども・若者支援課
●被害者への同行支援の実施 被害者の安全確保と諸手続きの円滑化による被害者の負担軽減のために同行支援を行います。	子ども・若者支援課
●人権擁護委員、民生委員・児童委員との連携 人権擁護委員、民生委員・児童委員を対象とした研修会や個別ケース会議への参加を通じて連携を図ることで、被害者を早期に発見し、地域での支援強化を図ります。	福祉政策課 市民相談センター
●転居後の生活を支える環境の整備 関係機関と綿密な引き継ぎを行い、転居後に被害者が円滑に生活を始められるよう支援します。	子ども・若者支援課

重点施策 2 庁内の連携体制の強化

(現状と課題)

繰り返し暴力を受ける生活の中で、心身に不調を抱える被害者が少なくありません。また、被害

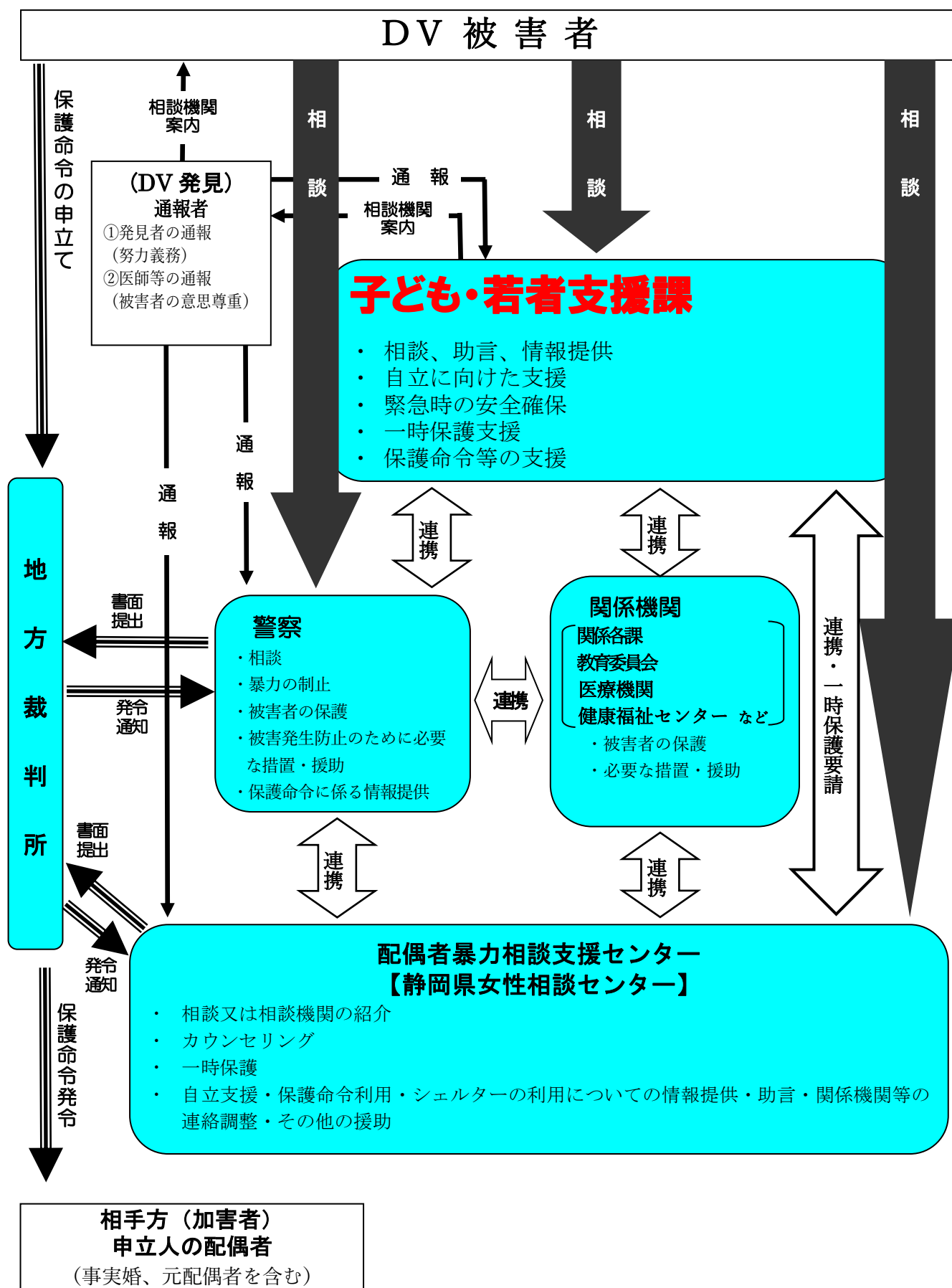
者が安心して自立した生活を送るためには、解決しなければならない課題が多くあります。被害者の負担を軽減し、被害者が安心して自己決定を行うことができるように、相談・保護・自立支援のそれぞれの段階で関係部署が共通認識を持ち、連携して支援を進めていくことが必要です。

また、被害者への更なる被害（二次被害）が生じることのないように関係職員の資質向上を図ることが必要になります。

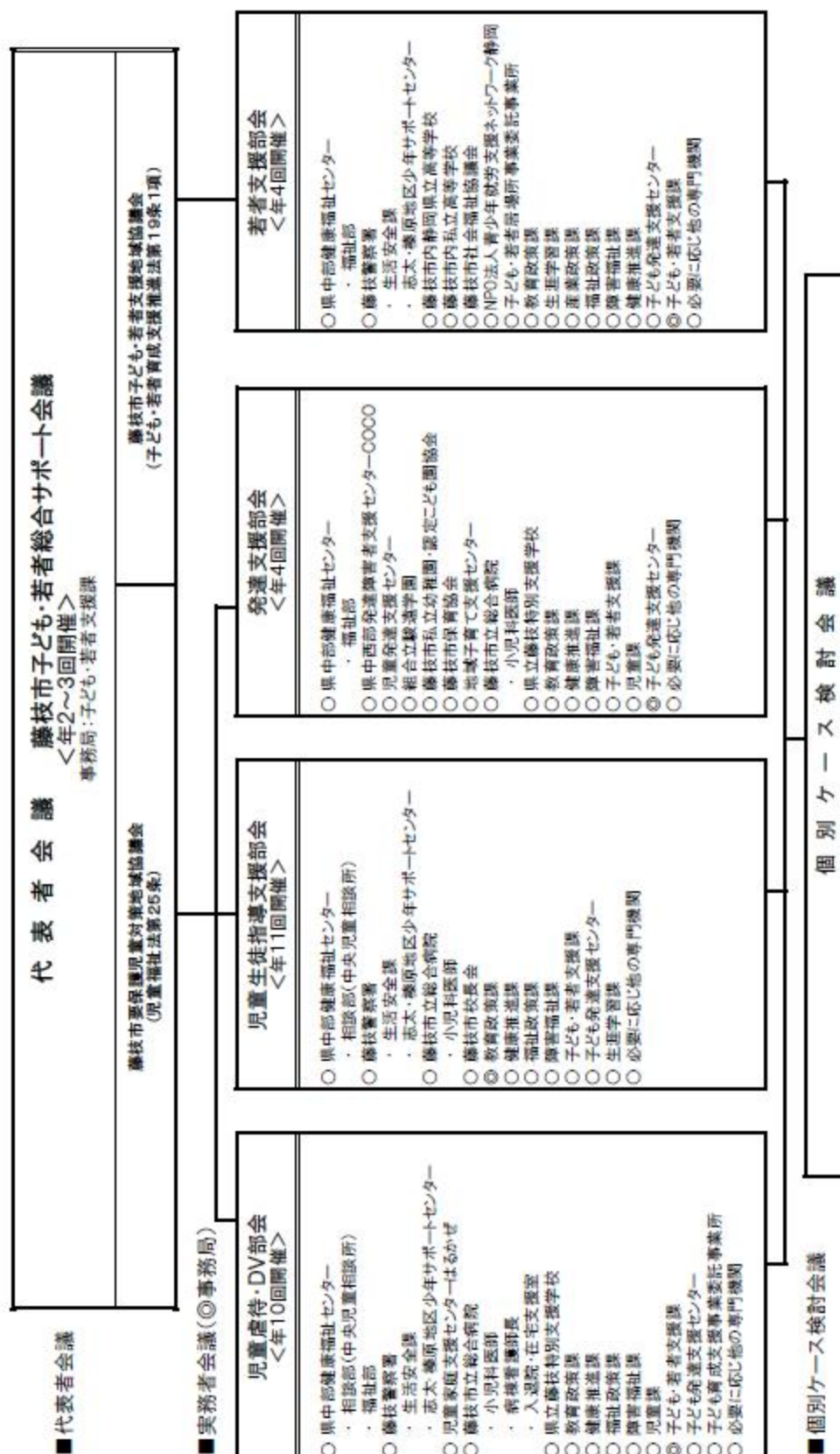
【具体的な取り組み】

取り組み	担当部署
●関係職員等への研修等の実施（再掲） 関係職員への研修を通して、DVの理解と知識を深めるとともに、対応マニュアルを更新・配布し、被害者（子ども含む）及び加害者対応の徹底を図ります。	子ども・若者支援課 関係部署
●犯罪被害者支援に係る連携 DV被害者の状況等により、犯罪被害者等支援に係る適切な情報共有と支援ができるように連携を図ります。	子ども・若者支援課 交通安全・地域安全課

【DV 被害者への支援体制】 関係機関との連携フロー図



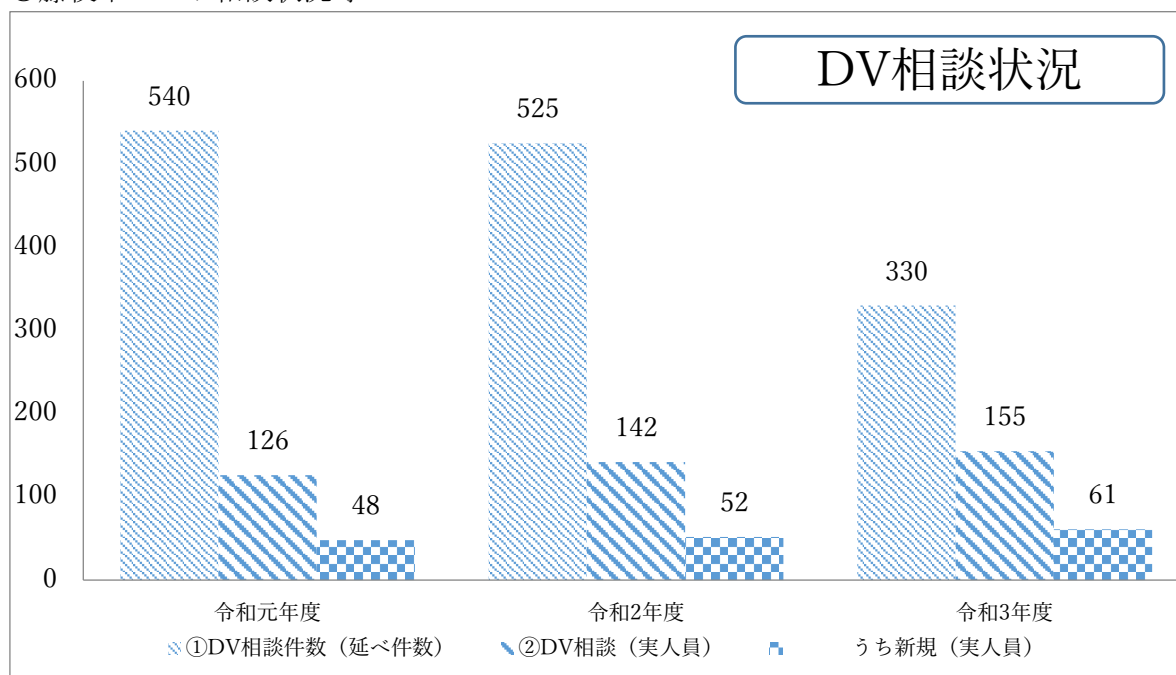
藤枝市における子ども・若者の一貫した包括的なネットワーク



《参考資料》

1 統計資料（相談実績・意識調査等）

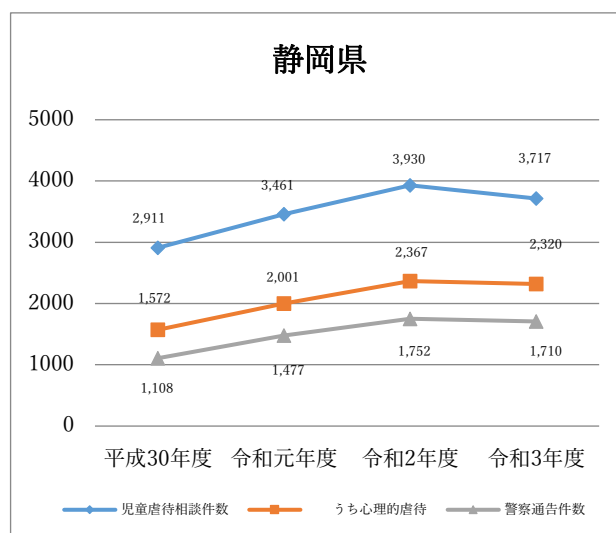
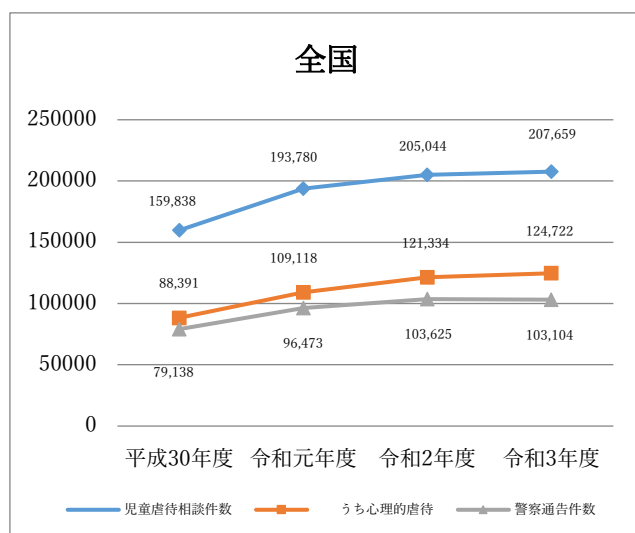
○藤枝市の DV 相談状況等



対応件数の推移

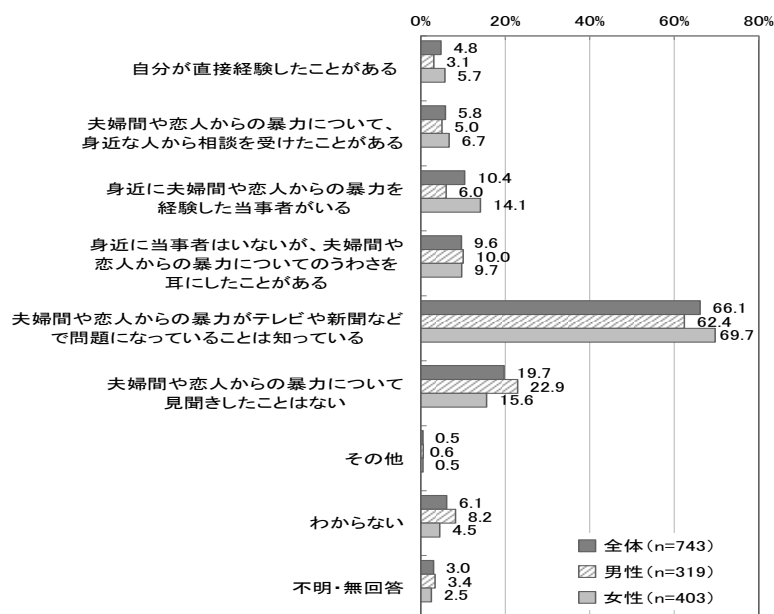
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①DV 相談件数(延べ件数)	540	525	330
②DV 相談(実人員)	126	142	155
うち新規(実人員)	48	52	61
うち継続(実人員)	78	90	94
③住民基本台帳事務における支援措置申出件数	94	110	122
④一時保護件数	1	9	0

○全国及び県の心理的虐待等の相談状況

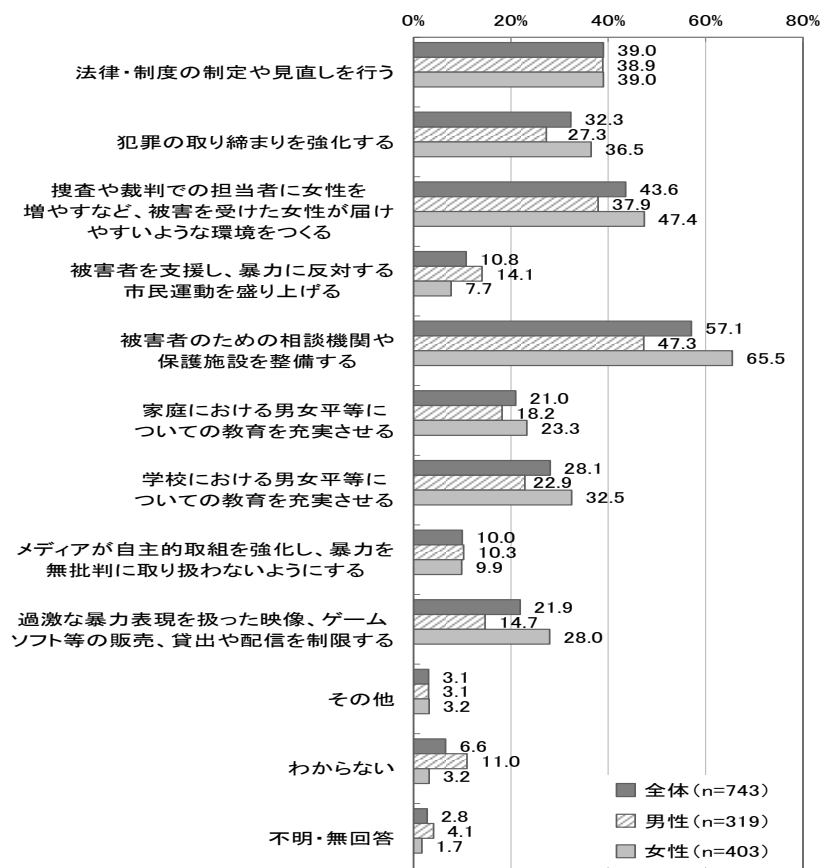


○市民意識調査（令和2年8月～9月）

近年、配偶者からの暴力（DV）が問題になっていますが、あなたは夫婦間や恋人などのパートナーによる暴力について見聞きしたことはありますか。（○はいくつでも）



配偶者からの暴力（DV）をなくすためにはどうしたらいいと思いますか。（○はいくつでも）



○内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和３年３月）

図 1-3-1 DV防止法の認知度

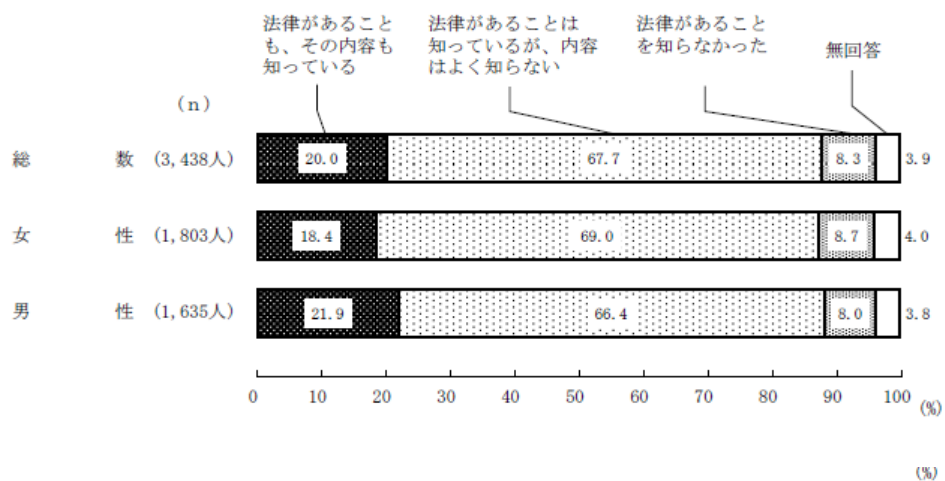


図 1-4-1 相談窓口の周知度

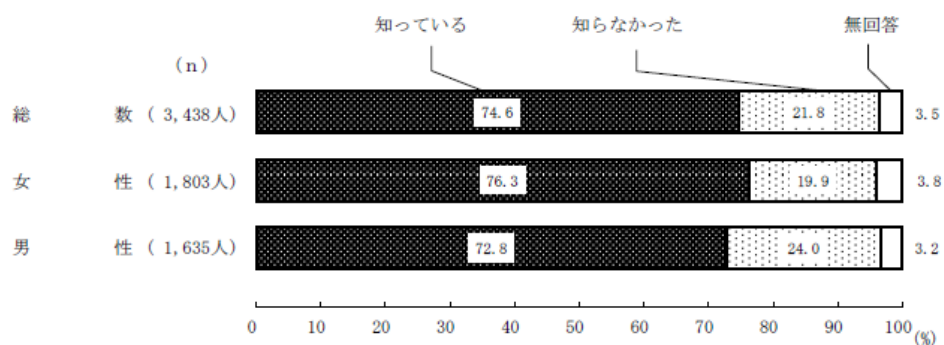
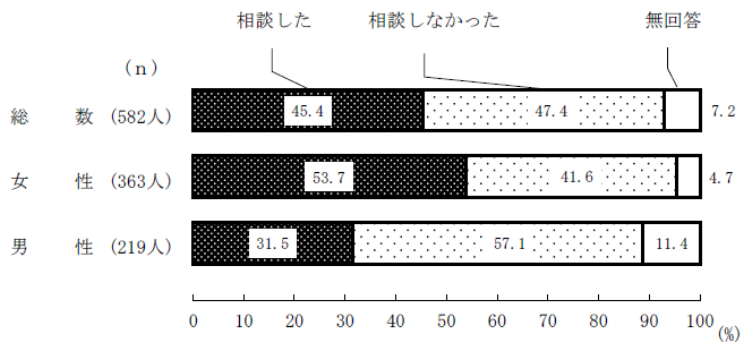


図 2-4-1 配偶者からの暴力の相談の有無



2 支援施策一覧

種別	支援策名	内容	実施機関
相談	女性相談員（婦人相談員）による相談	DV 相談を含む女性全般に渡る相談を面接又は電話にて受けている。 平日 8:30～17:00	子ども・若者支援課
	静岡県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）による電話相談	女性からの様々な相談や DV 被害者に対する相談を受ける。 毎日実施(年末年始・祝日除く) 9:00～20:00	静岡県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)・健康福祉センター
	静岡県男女共同参画センター「あざれあ」による女性相談	夫や交際相手との関係、子どもや家族に関する悩みなど、女性が抱える様々な悩みに対し、相談を受けている。 電話相談 月・火・木・金曜日 9:00～16:00 水曜日 14:00～20:00 第 2 土曜日 13:00～18:00 専門相談 ※要予約 DV・その他暴力に関する相談 月・木曜日 10:00～15:00 水曜日 14:00～19:00 弁護士相談 第 3 火曜日 13:00～16:00 精神科医相談 偶数月第 4 金曜日 14:00～16:00 (祝日は除く) インターネット相談 相談受付から 1 週間程度で回答を返信する。 https://www.azareanavi.jp/shisetsu/soudan/josei/	静岡県男女共同参画課
	静岡県男女共同参画センター「あざれあ」による男性相談	家庭の問題や仕事・健康の悩みなど、男性が抱える様々な悩みに対し、専門の男性相談員が相談を受けている。 毎月第 1、第 3 土曜日 13:00～17:00	静岡県男女共同参画課

種別	支援策名	内容	実施機関
相談	女性のための相談室	面接・電話相談 女性が抱えている様々な問題や悩みについて、女性カウンセラーが相談を受けている。 毎週火曜日、木曜日 ※要予約 ①13:30～14:15 ②14:30～15:15 ③15:30～16:15	男女共同参画・多文化共生課
	男性のための相談室	電話相談 家庭や仕事、健康の悩み等について、男性カウンセラーが相談を受けている。 毎週第1、2、4、5水曜日 ※要予約 ①13:30～14:15 ②14:30～15:15 ③15:30～16:15 毎週第3水曜日 ※予約不要 17:00～20:00 (電話 054-643-3198)	男女共同参画・多文化共生課
	無料法律相談	市民を対象に、弁護士による民事全般に関する法律相談を無料で行っている。 毎月第1水曜日 13:00～16:00、 毎月第2、第3、第4水曜日 9:00～12:00、13:00～16:00 *要予約、相談時間は1人30分間	市民相談センター
	多重債務相談	市民を対象に、弁護士による多重債務相談を無料で行っている。 毎月第2、第4金曜日 13:00～15:00 *要予約、相談時間は1人30分間	消費生活センター
	静岡県性暴力被害者支援センターSORAによる電話相談	性犯罪や性暴力の被害にあった方、あっている方の相談を受けている。 24時間365日相談対応 ※インターネット相談を実施 「SORA チャット」	静岡県性暴力被害者支援センターSORA（そら）

種別	支援策名	内容	実施機関
相談	民事法律扶助制度による法律相談	経済的に余裕がない人が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用の立替を国費により行う。	独立行政法人日本司法支援センター ※法テラス
	自立生活サポートセンターによる生活相談	生活困窮者の包括的な支援を行うため、ハローワーク等と連携した就職支援や家計など暮らしの悩み相談を受けている。	福祉政策課 (自立生活サポートセンター)
	犯罪被害者等支援相談	犯罪被害者やその家族又は遺族が平穏な日常生活を取り戻すため、身の安全、住む場所、お金、子育てや介護のことなど、相談を受けている。	交通安全・地域安全課
	DV 被害者の保護を図るための施策に必要な証明書交付	DV 被害者が支援施策（健康保険の脱退、基礎年金番号変更、児童手当の受給など）を受ける際に必要となる各種証明書を県女性センターが交付する。女性相談員による面接相談を受けた者等が対象となる。	静岡県女性相談センター (子ども・若者支援課)
	国民健康保険への加入に係る支援措置	DV 被害者及びその同伴者が加害者の被扶養者になっている場合に、加害者からの申し出がなくても、被害者からの申請により新しい被保険者証を取得できる。	国保年金課
	年金の秘密保持(基礎年金番号変更等)	被保険者からの暴力を受けた被扶養者が被保険者に対して住所を知られないように秘密の保持に配慮して欲しい場合に、新たな年金番号の付与等が行われる。	島田年金事務所 (国保年金課)

種別	支援施策	内容	実施機関
生活支援	児童手当の受給	DV 被害者が、現に児童手当を受給する配偶者と別居しながら支給要件児童を監護していて、配偶者が監護及び生計要件を満たさない場合には、被害者の申し出により児童手当の受給者を被害者に変更できる。	子ども・若者支援課
	生活保護制度	病気などで働けない時、又は働いても収入が少なく、他の法律や制度によっても生活ができないときに、その世帯の収入が厚生労働大臣の定める最低生活費の基準より少ない場合に不足分の扶助を受けることができる。生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助の 8 つの扶助がある。	福祉政策課
	児童扶養手当	18 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までの子どもがいる母子家庭・父子家庭等に手当が支給される。(所得制限あり)	子ども・若者支援課
	母子父子寡婦福祉資金	母子及び父子並びに寡婦等を対象に、就学資金等を貸し出す。	健康福祉センター (子ども・若者支援課)
	市営住宅への優先入居	DV 被害者世帯は、特に居住の安定確保が必要な者として、その住宅に困窮する実情や地域の住宅事情、公営住宅のストック状況等を総合的に勘案し、優先入居の取り扱い等の入居手続きについて十分な配慮を行う。	建築住宅課
	県営住宅への優先入居	D V 被害者が県営住宅へ入居募集に申し込んだ場合、優先入居の取り扱いを行う。	静岡県女性相談センター (子ども・若者支援課)
	施設入所児童等自立促進事業	静岡県女性相談センター所長等が就職やアパート入居の際の連帯保証人となり、万が一損害補償が必要になった場合に損失補填を行う。	静岡県住宅供給公社 (子ども・若者支援課)
	母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、心身と生活を安定するための相談、援助を進め自立を支援する。	子ども・若者支援課
	生活福祉資金	低所得者等の経済的な自立と生活の安定を図ることを目的として貸し付ける。	藤枝市社会福祉協議会 (福祉政策課)
	犯罪被害者等給付金	犯罪行為によってご家族を亡くされた方、重傷病を負われた方、後遺障害が残った方が、加害者側から十分な損害賠償を受けられず、労災保険等の公的給付も受けられない場合、国が支給する。	藤枝警察署又は静岡県警察本部警察相談課犯罪被害者支援室

種別	支援策名	内容	実施機関
生活支援	犯罪被害者等見舞金	犯罪に起因して発生する被害者等の経済的負担を軽減するため、死亡または重傷病を負った場合に支給する。	交通安全・地域安全課
安全確保	住民基本台帳事務における支援措置	DV 加害者からの追及を抑止するため、被害者の住民基本台帳の閲覧及び住民票・戸籍の附票の写しの交付を制限する。	市民課
	一時保護	女性相談センターや児童相談所において、要保護女子や要保護児童を処遇決定までの間、一時的に保護する。	静岡県女性相談センター 静岡県中央児童相談所
	保護命令	DV 防止法により定められた DV 被害者保護のため、裁判所が相手方（加害者）に対して発する命令。命令には、接近禁止命令・退去命令・子への接近禁止命令・親族等への接近禁止命令・電話等禁止命令がある。（身体的暴力被害の継続の恐れがある場合。）	裁判所
	犯罪被害防止等即時対応システム	DV 被害者や関係者の電話番号や住所、相談内容を県警本部通信指令のコンピューターに登録することにより、緊急時に 110 番通報すると、登録した内容が即時にコンピューター画面に表示され、警察が事件の内容をいち早く知ることができるとともに、警察官の現場到着時間が短縮される。登録を希望する DV 被害者・関係者の来署による手続が必要。	藤枝警察署
就労支援	母子・父子家庭等就業・自立支援センター事業	母子・父子家庭の父母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、無料職業紹介等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、養育費の取り決め等について相談、情報提供、面会交流の支援を行う。	静岡県母子家庭等就業・自立支援センター
	母子・父子家庭自立支援給付金	母子・父子家庭の父母等が就職に役立つ技能や資格の取得のために、静岡県指定の各種講座を受講した場合や各種養成機関で就業した場合に給付金を支給する。 ①「自立支援教育訓練給付金」 ②「高等職業訓練促進給付金」	子ども・若者支援課

3 用語の解説

か行
○子ども・若者総合サポート会議 社会生活を円滑に営むことに困難を有する子ども・若者に対し、地域の関係機関等が連携して総合的に支援するため、子ども・若者育成支援推進法第19条第1項に規定する子ども・若者支援地域協議会及び児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会を一体化して行う会議。
さ行
○静岡県中央児童相談所 児童福祉法に基づいた児童福祉に関する事項について、相談や調査、判定、一時保護などの業務を行う機関。 ○静岡県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター） 売春防止法第34条に基づく要保護女子の保護更正及び人身取引対策行動計画に基づく人身取引被害者の一時保護並びにストーカー規制法第8条において被害者支援を行う婦人相談所として、また、DV防止法第3条に基づくDV被害者の相談・支援を行う配偶者暴力相談支援センターとしての機能を持つ県の機関。 ○志太地区こどものしあわせ協議会 子どもに係る諸問題を社会全体で取り組み広域的住民への共通した理解と協力を図るため、藤枝市、焼津市、島田市の志太三市が協働して啓発事業を実施する。 ○児童虐待・DV部会 藤枝市要保護児童対策地域協議会の専門部会として、児童虐待・DVの防止、早期発見、並びに児童虐待を受けた児童とその家族やDV被害者を支援するため、地域社会や関係機関、関係団体が連携して情報交換や意見交換を行う。 ○障害者虐待防止センター 障害者や擁護者、周囲の人からの障害者虐待に関する疑問や悩み等、様々な相談を受け付けるとともに、相談者や通報者に対して関係機関と連携しながら事実確認及び立ち入り調査、一時保護や擁護者の負担の軽減を図るための支援を行う。 ○スクールカウンセラー 教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者のことを指す。児童・生徒・学生の不登校や、校内・学内での種々の問題行動等の対応に当たっては、専門的な心理学知識や心理援助知識が求められることがある。各教育機関において、そのような高度な専門的知識を有し、心理相談業務に従事する心理職の専門家である。 ○ステップハウス（現在、静岡県では未設置） バス、トイレ、キッチンを備え、母子が一時保護後のアパート生活等、円滑に地域へ移行するために自立に向けて生活の準備していく支援施設。 ○世代間連鎖 DVをしてしまう親も、自分の親のDVを見て育ってきた場合のように、文字通り世代を超えて伝わっていくもの。
た行
○多言語通訳システム タブレット端末を活用したテレビ電話方式の通訳サービスで、通訳オペレーターと外国人が直接会話できるもの。 ○地域子育て支援センター 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児についての相談や指導、子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目

的とする。本事業の実施主体は、市町村のほか、市町村が保育所等の児童福祉施設又は医療施設を経営する者に委託して実施することもできる。 ○地域包括支援センター（安心すこやかセンター） 介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、各市町村に設置される。2005 年の介護保険法改正で制定された。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。法律上は市町村事業である地域支援事業を行う機関であるが、外部への委託も可能である。要支援認定を受けた者の介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能する。 ○デートDV 同棲していない恋人同士での体、言葉、態度による暴力のこと。高校生や大学生等の若い世代の恋人間に起こるDV。 ○DV（ドメスティック・バイオレンス） 配偶者（事実婚を含む。）や配偶者であった者、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に加え、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力をいいます。 ※本計画では、「静岡県パートナーシップ宣誓制度」に定義されたパートナーを含む。 「暴力」とは、殴る、蹴るなどの身体的なものだけではなく、これに準ずる次のような心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。 ・精神的暴力（大声でどなる、無視する、行動を制限する、監視・束縛など） ・経済的暴力（生活費を渡さない、借金をさせるなど） ・性的暴力（性行為の強要、避妊に協力しないなど） ・社会的暴力（電話やメールの相手や頻度を確認・制限する。親族、友人から隔離する。外出を制限するなど）
な行
○二次被害 DVにより心身ともに傷ついた被害者が、保護、捜査、裁判等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職員等が不適切な言動で更に傷つくこと及び加害者への情報漏洩、精神的ショックや身体の不調など。
は行
○ピア・サポート 市内の小中学校で、思いやり溢れる学校づくりに向けた取り組みとして、ピアは「仲間」、サポートを「支援」とし、仲間を思いやり、支える実践的な活動として「ピア・サポート活動」を実施している。 ○法テラス（日本司法支援センター） 総合法律支援法に基づく法人。特定公益増進法人に認定されている。日本中で法的トラブル解決のための情報・サービスを受けられる社会を目指し設立された機関。愛称は法テラスで、「法で社会を明るく照らす」「陽当たりの良いテラスのように皆様が安心できる場所にする」という思いを込めている。 ○母子・父子家庭等就業・自立支援センター 各都道府県で実施している事業で、母子家庭の母等の就業による自立を支援するため、個々の状況に応じた就業相談や母子福祉施策を活用するための情報提供など、きめ細かい相談を行っている。 ○母子生活支援施設 1947（昭和22）年に制定された児童福祉法に定められる施設。18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または

何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設。（特別な事情がある場合、例外的に入所中の子どもが満20歳になるまで利用が可能）さまざまな事情で入所した母親と子どもに対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援している。

参考 <児童福祉法第38条>

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

○保護命令制度

配偶者等事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの、または離婚後に元配偶者から引き続き暴力を受けている場合、または、生活の根拠を共にする交際相手からの暴力を受けている者が更なる身体に対する暴力により身体に重大な危害が及ぶことを防止するため、あるいは生命等に対する脅迫を受けた者が身体に対する暴力によりその生命または身体に危害が加えられることを防止するため、裁判所が被害者からの申立てにより、相手方に対して発する命令。(1) 申立者への接近禁止命令、(2) 申立者への電話等禁止命令、(3) 申立者の同居の子への接近禁止命令、(4) 申立者の親族等への接近禁止命令、(5) (申立者と) 同居する生活の本拠としている住居からの退去命令、の5つの類型がある。詳細はDV防止法第四章を参照。

ま行

○ママフレ藤枝

妊娠、出産、乳幼児期と目まぐるしく変化する子育て環境に関して、子育てに必要な情報をまとめて分かりやすくお伝えする、子ども・子育て支援に特化したWebサイト。

○面前DV（心理的虐待）

親が大声や脅しなどで恐怖に陥れる、無視や拒否的な態度をとる、著しく兄弟間差別をする、自尊心を傷つける言葉を繰り返す、子どもが親のDVを目撃するなど、子どもの心を死なせてしまうような虐待。

4 計画の策定経過及び策定体制

◎策定の経過

年 月 日	内 容
令和〇4年5月24日	行政経営会議 【計画策定方針の承認】
5月30日	第1回 子ども・若者総合サポート会議で協議 【計画策定方針及び骨子案の説明と課題の抽出】
6月21日	第1回 庁内検討ワーキンググループ 【現計画進捗状況及びDVの現状、計画策定方針等の説明】
7月15日	子ども・若者総合サポート会議委員による協議 【計画素案の協議・検討】
8月 4日	第2回 庁内検討ワーキンググループ 【計画素案の協議・検討】
9月13日	行政経営会議報告 【計画素案の説明】
11月 7日	第2回 子ども・若者総合サポート会議で協議 【計画素案の協議・検討】
11月15日	行政経営会議 【計画案の承認】
12月15日	市議会報告 【計画案の報告】
12月23日 ↳ 令和5年1月24日	パブリックコメントの実施
2月 9日	行政経営会議 【パブリックコメントの結果報告】
3月10日	第3回 子ども・若者総合サポート会議で協議 【パブリックコメントの結果報告】
	調整中

第3次藤枝市DV防止基本計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項の規定に基づく第3次藤枝市DV（配偶者等からの暴力）防止基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、藤枝市DV（配偶者等からの暴力）防止基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画策定に関し必要な事項。

(構成・運営)

第3条 委員会は、別表1に掲げる藤枝市子ども・若者総合サポート会議委員（以下「サポート会議」という。）の者で組織し、サポート会議設置要綱に基づき運営する。

(庁内検討ワーキンググループ)

第4条 委員会は、第2条に掲げる所掌事項に関して必要な作業を行うため、委員会に庁内検討ワーキンググループを設置する。

- 2 庁内検討ワーキンググループの構成員は、別表2に掲げる所属の職員とする。ただし、委員長が必要であると認めるときは、別表2に掲げる職員以外を加えることができる。
- 3 庁内検討ワーキンググループのリーダーは子ども・若者支援課長とし、サブリーダーは子ども・若者支援課主幹をもって充てる。
- 4 庁内検討ワーキンググループのリーダーは、検討の結果を委員会に報告するものとする。

(任期)

第5条 委員会の委員及び庁内検討ワーキンググループ構成員の任期は、計画の策定までとする。

(庶務)

第6条 委員会及び庁内検討ワーキンググループの庶務は、子ども・若者支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、計画が策定された日限り、その効力を失う。

別表 1（第 3 条関係）藤枝市子ども・若者総合サポート会議構成員

区 分	機 関 名
児童福祉関係	静岡県中部健康福祉センター相談部 中央児童相談所
	静岡県中部健康福祉センター福祉部
	社会福祉法人春風寮
	藤枝市保育協会
	藤枝市社会福祉協議会
	藤枝市子ども未来応援局
保健医療関係	志太医師会
	藤枝歯科医師会
	藤枝市立総合病院
	藤枝市健やか推進局
教育関係	藤枝市内県立高等学校
	藤枝市内私立高等学校
	藤枝市私立幼稚園・認定こども園協会
	藤枝市内小中学校
	藤枝市教育委員会
就労関係	焼津公共職業安定所
	静岡地域若者サポートステーション
	産業振興部
警察・司法関係	藤枝警察署
	静岡県弁護士会
	藤枝市人権擁護委員会
地域住民関係	藤枝市自治会連合会
	藤枝市民生委員・児童委員協議会
	藤枝市民生委員・児童委員協議会主任児童委員連絡会
その他市長が適当と定める機関	

別表 2（第 4 条関係）庁内検討ワーキンググループ構成員

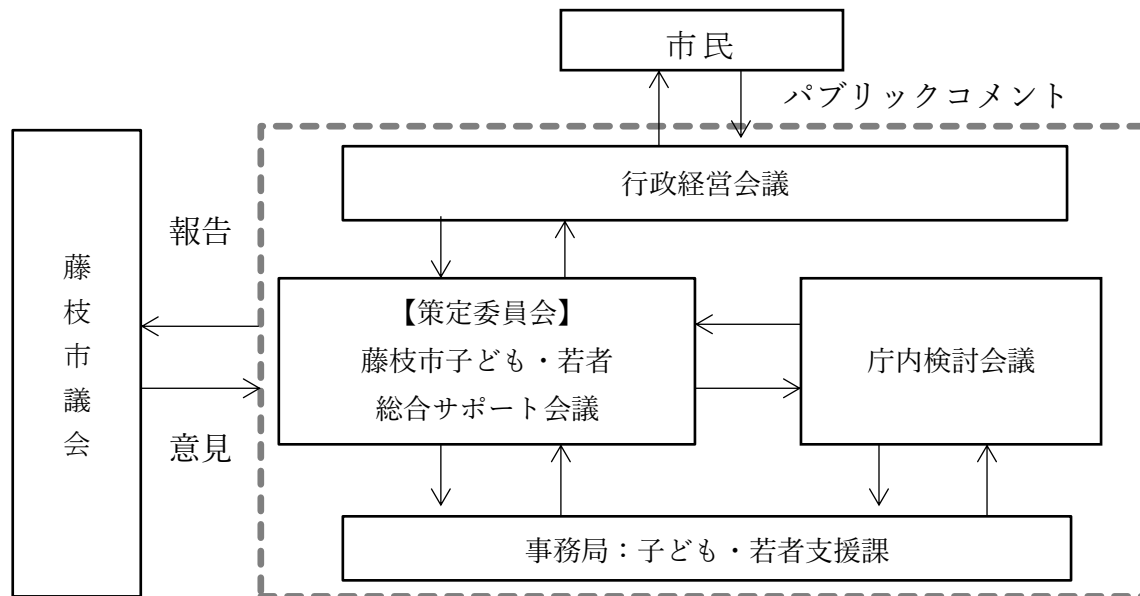
所 属
健康福祉部子ども未来応援局子ども・若者支援課
健康福祉部子ども未来応援局子ども発達支援センター
市民文化部男女共同参画・多文化共生課
市民協働部市民相談センター
市民協働部消費生活センター
市民協働部市民課
市民協働部交通安全・地域安全課
健康福祉部福祉政策課
健康福祉部障害福祉課
健康福祉部子ども未来応援局児童課
健康福祉部地域包括ケア推進課
健康福祉部健やか推進局健康推進課
都市建設部建築住宅課
総合病院入退院・在宅支援室
教育部教育政策課
総務部人材育成室

藤枝市子ども・若者総合サポート会議 児童虐待・DV 部会委員

機関名・所属
中部健康福祉センター相談部（静岡県中央児童相談所）育成課 育成第 2 班班長
中部健康福祉センター相談部（静岡県中央児童相談所）育成課 主幹
中部健康福祉センター相談部（静岡県中央児童相談所）育成課 育成第 2 班主査
中部健康福祉センター相談部（静岡県中央児童相談所）育成課 育成第 2 班主査
中部健康福祉センター福祉課 福祉こども班 主査
藤枝警察署 生活安全課 生活安全対策係長
志太・榛原地区少年サポートセンター責任者
藤枝市立総合病院 副院長 診療部 小児科部長兼務
藤枝市立総合病院 看護部 4 A 病棟看護師長
藤枝市立総合病院 医療支援センター 入退院・在宅支援室 主事
健康推進課 母子保健係 主任主査
健康推進課 母子保健係 主任主査
教育政策課 指導主事
福祉政策課 生活福祉係 主事
障害福祉課 障害者総合支援係 主任主事
子ども発達支援センター 主任主査

子ども発達支援センター 主査
社会福祉法人春風寮 児童家庭支援センターはるかぜ センター長
静岡県立藤枝特別支援学校 教諭
児童課 保育推進係長
NPO法人集いの場所サンライズ理事長

・計画策定体制



5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他

配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、

同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいづれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に関し、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
-----	-----	---

第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、 第十一条第二項第二号、第十二 条第一項第一号から第四号ま で及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り 消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは・・・

配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある者からふるわれる暴力。
DVは、身体的な暴力だけとは限りません！

暴力の種類

<身体的暴力>

殴る、蹴る、平手打ち、髪を持って引きずりまわす、物を投げつける、突き飛ばす、首を絞める、包丁を突きつけるなどの行為

<社会的暴力>

親や家族、友人などと連絡を取らせない、自由に外出させない、携帯電話の履歴やメールを細かくチェックするなどの行為

<子どもを巻き込む暴力>

子どもの前で配偶者等に暴力(面前DV)を振るう、罵る、バカにする、子どもに悪口をふきこむなどの行為

直接暴力を受けていなくても、暴力を目撃することで恐怖と極度となる緊張をもたらし、不眠や頭痛などの身体症状やひきこもりなどの症状をあらわすことがあります

<性的暴力>

性行為を強要する、避妊に協力しない、無理やり裸にして写真を撮る、無理やりポルノ画像を見せるなどの行為

<精神的暴力>

無視する、「両親を殺すぞ」、「別れたら自殺する」などと脅す、大きな声やもの音を立てて脅す(脅迫する)、ののしいバカにする、常時監禁状態におくなどの行為

<経済的暴力>

生活費を渡さない・使わせない、働きに行くことを禁ずる、家庭の収入を一切知らせない、借金を強要する、妻の収入や貯金を勝手に使うなどの行為

無料相談
秘密厳守

配偶者・恋人からの暴力に悩んでいませんか？

《ひとりで悩まず相談してください！》

● 藤枝市子ども・若者支援課 **054-643-7227**

● 静岡県女性相談センター **054-286-9217**

● 静岡県男女共同参画センター (あざれあ)
054-272-7879

● 藤枝警察署 **054-641-0110**

《緊急時には110番》



女性に対する暴力根絶の
シンボルマーク

藤枝市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画(第3次藤枝市DV防止基本計画)

策定：令和5年3月

発行：藤枝市健康福祉部 子ども未来応援局 子ども・若者支援課

〒426-8722 藤枝市岡出山一丁目11番1号

電話 054-643-7227 F A X 054-643-3269

ホームページ <http://www.city.fujieda.shizuoka.jp/>

E-mail kodomo@city.fujieda.shizuoka.jp